

情報通信審議会 情報通信技術分科会 電波利用環境委員会（第 60 回）

議事要旨

1 日時：令和 6 年 9 月 17 日（水）10:00～11:30

2 場所：Web 会議開催 (Cisco Webex)

3 出席者（敬称略）

【構成員】平田主査、石上主査代理、長谷山委員、増田委員、秋山専門委員、石山専門委員、上原専門委員、大西専門委員、小島原専門委員、杉本専門委員、曾根専門委員、田島専門委員、塚原専門委員、堀専門委員、松永専門委員、山口専門委員、山崎専門委員、山下専門委員、和氣専門委員

【関係者】雨宮氏 (VCCI 協会)、尾崎氏 (富士電機)、河瀬氏 (富士電機)、久保田氏 (TELEC)、松本氏 (NICT)

【事務局】総務省：武藤電波環境課長、今泉電波監視官、郷藤電磁障害係長、内田官 (記)

4 議事

(1) CISPR 会議対処方針について

始めに、石上主査代理より資料 60-1 及び資料 60-2 に基づき CISPR 全体総会の対処方針について説明が行われた後、各作業班主任より CISPR 各小委員会の対処方針について説明が行われ、承認された。

情報通信技術分科会への報告に当たり、本質に関わりのない細かい字句修正等については主査一任となった。

また、CISPR 会議の出席者(案)について資料 60-3 に基づき確認が行われ、承認された。

補足・質疑応答は次のとおり。

【A 小委員会 対処方針について】

平田主査：A 小委員会の対処方針にある周波数上限を 43.5GHz まで拡張する件について、バンド E の範囲が 1GHz から 18GHz、バンド F の範囲が 18GHz から 40GHz であるが、周波数上限を拡張した場合のバンド F の定義は 18GHz から 43.5GHz になるか。

石上主査代理：バンド F の周波数上限は変更せず 40GHz のままで検討を進めて、その後バンド F を拡張する形で、範囲を 18GHz から 43.5GHz とする見込みである。バンド E とバンド F は測定装置の仕様がかわらないので、周波数上限を拡張することは難しくない。

【F 小委員会 対処方針について】

田島専門委員：F 小委員会対処方針の、電源線とアース線を別に持つ製品の妨害波電力測定

セットアップの規定の改善について、これは吸収クランプを用いた 30MHz から 1GHz までの放射妨害波測定法に関するものか。

山下専門委員：そのとおり。アース線を別に持つ製品について、妨害波電力測定セットアップにアース線をどう扱うかの規定が無い。電気用品安全法は旧来の基準から CISPR に整合した基準に一本化を進めているが、アース線を別に持つ製品の規定が CISPR に無かったため、日本から提案している段階である。

田島専門委員：承知した。

山下専門委員：CISPR 15 のエアコンの室内機・室外機間接続線の Auxiliary port 測定における電流プローブの使用方法について、F 小委員会から A 小委員会へ意見照会のレターを送付しているため、確認していただきたい。

田島専門委員：承知した。A 小委員会からも必要であればフォローを行う。

【H 小委員会 対処方針について】

山下専門委員：H 小委員会の共通エミッション規格の対処方針について、30MHz 以下の磁界許容値 (Fragment 3) は、CISPR 32 や CISPR 11 の WPT 装置にも関連するとあるが、CISPR 14-1 にも IPT という WPT で 30MHz 以下の許容値があるため、その旨を記載してはどうか。

松本専門委員：提案している許容値は CISPR 14-1 の 3m 距離での許容値と同じものである。10m 距離での換算は H 小委員会でも独自に考えたものであるが、CISPR 14-1 とは整合がとれている。H 小委員会は製品規格の定める許容値の根拠と共通規格に対する整合性についてコメントする立場にあるので、このように記載した。

大西専門委員：H 小委員会はフラグメントに分けて審議を進めているが、フラグメントに分けられるのは CD 文書と CDV 文書で、FDIS 文書を発行する際には 1 つの文書にまとめるという認識で良いか。

松本専門委員：H 小委員会としてもその認識である。

大西専門委員：フラグメントに分けて審議を進めている小委員会が複数あるため、参考資料の説明に追記していただきたい。

(2) その他

事務局より、電波利用環境委員会報告資料(案) (CISPR 会議対処方針)については、本日の検討結果を踏まえて 10 月開催予定の情報通信審議会 情報通信技術分科会で報告いただき、審議いただく旨連絡があった。

次回会合については、詳細が決まり次第事務局よりメール等で通知する旨連絡があった。

(以上)